

玉野市庁舎電話設備構築設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、玉野市庁舎電話設備構築設計業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するにあたり、参加要件・選定手続きその他事項を定めることを目的とする。

2 本業務の概要

- (1) 業務名 玉野市庁舎電話設備構築設計業務委託
- (2) 履行期間 業務委託契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (3) 業務概要 玉野市庁舎電話設備構築設計業務委託仕様書のとおり
- (4) 契約金額 金2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加しようとする業者は、参加表明等の提出期限の時点において、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第16号）に基づく更生の手続きまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) プロポーザル参加申し込み時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 提案期間から業者決定の日までに玉野市から指名停止の措置を受けていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- (8) 過去5年以内に国及び地方自治体において、新庁舎における類似案件の業務実績を有していること

4 スケジュール

	実施内容	期日（令和5年）
①	公告	11月1日（水）
②	質問書の受付期限	11月6日（月）
③	質問書の回答	11月9日（木）
④	参加申込書の提出期限	11月13日（月）
⑤	参加資格審査結果の通知	11月15日（水）
⑥	企画提案書等の提出期限	11月20日（月）
⑦	企画提案書等の審査（プロポーザル）	11月24日（金）
⑧	審査結果の通知	11月29日（水）

6 配布様式

①	様式1：質問書
②	様式2：参加申込書兼誓約書
③	様式3：業務実績書
④	様式4：会社概要
⑤	様式5：企画提案書
⑥	様式6：予定技術者調書
⑦	様式7：業務工程表（様式は任意）

※本プロポーザルの提出様式について、印刷物の配布は行わないので市ホームページからダウンロードすること。

7 質疑の受付、回答方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式1）により提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和5年11月6日（月）
- (2) 提出様式 様式1
- (3) 提出先 事務局
- (4) 提出方法 電子メールによる
- (5) 回答方法 令和5年11月9日（木）までに市ホームページで回答

8 参加申込書の提出

(1) 書類の作成内容

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を各1部提出すること。

- (ア) 参加申込書兼誓約書（様式2）
- (イ) 業務実績書（様式3）
- (ウ) 会社概要（様式4）

(2) 書類の提出方法及び提出期限

作成した書類は、郵送または持参により事務局へ提出すること。

書類提出の受付期間は、令和5年11月13日（月）までの平日午前9時から午後5時までとする。

(3) 書類審査

提出した書類に基づき審査を行う。参加資格結果の通知は、令和5年11月15日（水）に参加表明をした者全員に対し電子メールにて通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（正本1部、副本5部。副本は会社名の記載を行わないこと。）

- (ア) 企画提案書（様式5）
- (イ) 予定技術者調書（様式6）
- (ウ) 業務工程表（様式7／様式は任意）
- (エ) 見積書（様式任意）

見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(オ) 参考見積書（様式任意）

本プロポーザルの評価対象には含まないが、令和6年度以降、電話設備設計事業で今後発生する可能性がある詳細設計等の参考資料とするため、「電話設備詳細設計業務」（想定業務期間：令和6年4月～令和7年3月）の参考見積書

を提出すること。

なお、電話設備詳細設計業務では、詳細設計書の作成、移行計画書の作成、機器調達のための仕様書案の作成を想定している。

また、見積金額は消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(2) 企画提案書の作成内容

企画提案書は、次のテーマについて記載すること。

テーマ①	取組方針・業務の進め方
テーマ②	安定性・確実性に関する提案
テーマ③	その他の提案

※提案者を特定することができる内容の記述(社名や実績の名称など)は行わないこと。

(プレゼンテーションにおいても同様とする。)

(3) 書類の提出方法及び提出期限

(ア) 作成した書類は、持参または郵送により事務局へ提出すること。

(イ) 提出にあたっては、部単位でクリップ留めすること。(ステープラー留め不可)

(ウ) 書類の提出期限は、令和5年11月20日(月)午後5時(必着)とする。

(エ) 一旦提出された書類の差し替えは、提出期限前であっても認めない。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) プレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり実施する。

(ア) プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、参加資格結果と併せて通知する。(通知予定日：令和5年11月15日(水))

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングは、WEB会議サービス(Zoom)により実施します。接続テストの詳細については、参加資格結果と併せて通知する。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリングは1者15分とし、これ以外に15分程度の質疑時間を配分する。

(エ) プレゼンテーション及びヒアリングに参加できる人数は、1者あたり5人までとする。

(オ) プレゼンテーション及びヒアリングは企画提案書及び業務工程表(様式5、7)のみを用いて行うこととする。書類の訂正及び追加は認めない。

(カ) プレゼンテーションは非公開とする。

1 1 業務提案者の失格

業務提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件等」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 業務提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

1 2 選定委員会

企画提案書の審査及び優先交渉権者並びに次点者の選定を行うため、市職員で構成する「玉野市庁舎電話設備構築設計業務委託プロポーザル選定委員会」を設置する。

1 3 受託候補者の決定等

審査における評価点の合計が最も高いものから順に、最優秀提案者及び次点者1者を決定する。参加事業者が1者の場合も選定を実施する。

(1) 結果の通知

最優秀提案者等への選定の可否は、令和5年11月29日（水）に、企画提案参加者全員に対し電子メール及び郵送により通知する。

(2) 審査結果の公表

本プロポーザルの結果（参加者数、最優秀提案者名及び次点者の名称）は、市ホームページ上において公表する。

(3) 評価基準

項目	主な着眼点	配点
業務遂行力・体制	<ul style="list-style-type: none">・ 会社概要及び業務の実施体制から勘案して、業務を確実に遂行できるか。・ 業務を円滑に履行することができる人員を配置しているか。・ 効率的及び効果的に設計できる実施体制、役割分担が明示されているか。	15
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業を遂行し得る業務実績を有しており、実績について具体的に記載されているか。・ 他自治体や省庁等で既に導入されており、着実な業務の遂行が期待できるか。	10

企画提案	テーマ①	取組方針・業務の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業目的や新施設の機能や役割を十分に理解した上での提案となっているか。 ・現在の職員の働き方や運用を踏まえ、確実に最適なシステム構築を行うことができるか。 ・本業務のスケジュール、流れが明確であり、わかりやすい内容であるか。 ・同時進行する設計施工事業者の業務と連携を図り、手戻りなく業務を進めていく提案となっているか。 	20
	テーマ②	安定性・確実性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な通話・通信品質の確保にむけた提案となっているか。 ・提案内容の実現可能性が高いと感じられる内容であるか。 ・必要なセキュリティ対策が講じていると感じられる提案となっているか。 ・障害発生時の応急対応策は万全な提案となっているか。 ・本プロジェクトで想定される主なリスクとその対策について、具体的な提案となっているか。 	25
	テーマ③	その他の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの多様な働き方や将来的な組織変更、緊急時体制の構築などにも柔軟に対応できる提案となっているか。 ・将来的なメンテナンス性を考慮した提案となっているか。 ・新施設の役割や機能を踏まえた独自の提案があるか。 ・提案者独自の提案がなされており、発注者にとって有益な内容となっているか。 	20
		見積金額	<p>見積書の金額（税込）に、次の算出式により評価点を算出（小数点第2位を四捨五入）</p> <p>※A＝（最低見積金額／提案見積額）×10</p>	10
合計				100

なお、合計得点が60点を下回る場合は失格とする。

(4) 質問等

審査及び評価に関する一切の事項についての質問、説明請求及び意見は受け付けない。

1.4 その他

- (1) 提案は1者につき1提案限りとする。
- (2) 提出書類は、提案者であっても返却しない。
- (3) 情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象となるが、公開することでその者の権利、競争上での利害があると認められる情報は非公開となる場合があるので、市から連絡があった場合申し出ること。
- (4) 玉野市庁舎電話設備構築設計業務仕様書は、業者選定にあたり市の考え方をまとめたものであり、契約締結時に市と受託者双方が協議の上、内容を確定し、変更することができるものとする。
- (5) 企画提案書及び業務工程表（様式5、7）は、契約締結時に市と受託者双方が協議の上、内容を確定し、変更することができるものとする。
- (6) 提案者が失格となった場合又は契約が不調のときは、次点候補者と契約交渉を行うことができるものとする。
- (7) 今後、本事業において新たな庁舎電話設備構築設計業務（詳細設計業務等）の委託が必要となったときは、本業務の受託者に新たな業務を追加発注する可能性がある。その場合、随意契約の方法等については別途協議を行う。

1.5 担当者（事務局）

住 所 〒706-8510 岡山県玉野市宇野一丁目27-1
名 称 玉野市公共施設交通政策課（担当：小田、岩崎）
TEL 0863-32-5547
e-mail tatemono@city.tamano.lg.jp